

生駒市規則第 8 号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 3 月 27 日

生駒市長 小 紫 雅 史

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和 41 年 11 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 初任給の欄を次のように改める。

初任給		
消防職員	保育士及び幼稚園教諭	その他の職員
1 級 3 3 号給	1 級 2 9 号給	1 級 2 5 号給
1 級 2 1 号給	1 級 1 7 号給	1 級 1 3 号給
1 級 1 3 号給	1 級 9 号給	1 級 5 号給
1 級 9 号給	1 級 5 号給	1 級 1 号給

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。